

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 政 局  
文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次 ページ

### 訓 令

○北海道有林野産物実査規程の一部を改正する訓令…………… (道有林課) 67

### 告 示

○危険薬物の指定の解除について…………… (医務業務課) 67

○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課) 67

○水防法による洪水予報河川の指定…………… (維持管理防災課) 68

### 道病院事業管理規程

○北海道病院事業条例施行規程の一部を改正する規程…………… 68

### 道労働委員会訓令

○北海道労働委員会に係る個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する訓令…………… 68

### 道公安委員会規則

○北海道警察国有物品管理規則の一部を改正する規則…………… 68

## 訓 令

### 北海道訓令第1号

水 産 林 務 部  
総合振興局及び振興局

北海道有林野産物実査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月25日

北海道知事 鈴木直道

北海道有林野産物実査規程の一部を改正する訓令

北海道有林野産物実査規程（昭和33年北海道訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条を次のように改める。

（胸高直径）

第8条 胸高直径は、輪尺で測定する方法又はこれと同等以上の方法により測定するものとする。

2 胸高直径は、前項の輪尺で測定する方法で測定する場合には、次に掲げるところによる

ものとする。

(1) 輪尺で直角2方向を測定し、その平均によるものとする。

(2) 2センチメートル括約で測定し、1センチメートル未満の端数は、切り捨てる。

(3) 胸高に枝、節、こぶ、その他著しい不整形状を有する立木の胸高直径は、当該部分の上下2点の直径の和の2分の1を用いるものとする。

（樹高）

第9条 樹高は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により測定するものとする。

(1) 地際（傾斜地にあつては、斜面の上方地際）からしょう頭までを測高器で測定する方法

(2) 基準木を選定して比較目測し、測定する方法（必要がある場合に限る。）

(3) 樹高曲線法により測定する方法（必要がある場合に限る。）

### 附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

## 告 示

### 北海道告示第160号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第5項の規定により、次のとおり危険薬物の指定を解除する。

令和7年3月25日

北海道知事 鈴木直道

危険薬物の指定を解除する物

1 (8R)－N, N－ジエチル－6－メチル－1－[3－(トリメチルシリル)プロパノイル]－9, 10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキシアミド及びその塩類

2 N－メチル－N－プロピルトリプタミン及びその塩類

3 5－ニトロ－2－[ (4－プロボキシフェニル)メチル]－1－[2－(ピロリジン－1－イル)エチル]－1H－ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類

### 北海道告示第161号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和7年3月25日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林の所在場所 函館市白尻町721の1・724（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第162号

水防法（昭和24年法律第193号）第11条第1項の規定により、洪水予報を行う河川を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

北海道知事 鈴木直道

水系名	河川名	区間	
		左岸	右岸
石狩川	豊平川	札幌市南区白川1814番30地先の白川橋下流端から札幌市南区南39条西11丁目2044番3地先の藻岩上の橋上流400m地点北海道管理区間下流端まで	札幌市南区藤野1条10丁目216番79地先の白川橋下流端から札幌市南区真駒内公園17番895地先の藻岩上の橋上流400m地点北海道管理区間下流端まで
十勝川	芽室川	河西郡芽室町芽室南2線52番3地先の西芽室橋下流端から河西郡芽室町芽室北2線28番1地先の十勝川への合流点まで	河西郡芽室町芽室南3線51番1地先の西芽室橋下流端から河西郡芽室町芽室北1線25番6地先の十勝川への合流点まで

#### 道病院事業管理規程

北海道病院事業条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月25日

北海道病院事業管理者 鈴木信寛

#### 北海道病院事業管理規程第1号

北海道病院事業条例施行規程の一部を改正する規程

北海道病院事業条例施行規程（平成29年北海道病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表使用料の部新生児保育料の項中「9,130円」を「9,240円」に、「8,300円」を「8,400円」に、「6,380円」を「6,490円」に、「5,800円」を「5,900円」に改め、同部死体検案料の項中「4,070円」を「4,180円」に改め、同部予防接種料の項中「3,410円」を「3,520円」に改める。

#### 附則

この規程は令和7年4月1日から施行する。

#### 道労働委員会訓令

北海道労働委員会に係る個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月25日

北海道労働委員会会長 山下史生

#### 北海道労働委員会訓令第1号

北海道労働委員会に係る個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する訓令  
北海道労働委員会に係る個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年北海道労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式、別記第16号様式及び別記第23号様式中「健康保険被保険者証」を削る。

#### 附則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

#### 道公安委員会規則

北海道警察国有物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

北海道公安委員会委員長 吉本淳一

#### 北海道公安委員会規則第6号

北海道警察国有物品管理規則の一部を改正する規則  
北海道警察国有物品管理規則（昭和40年北海道公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「物品の管理に関する法令及び」を削り、「又は」を「、又は」に改める。

第4条の見出しを「（物品出納員及び物品出納員代理）」に改め、同条第1項中「物品出

納員」の次に「及び物品出納員代理」を加え、同条に次の2項を加える。

4 物品出納員代理は、総務部管理官（会計）、方面本部会計課次席及び警察学校会計課次席の職にある者をもって充てるものとする。

5 物品出納員代理は、物品出納員が欠けたとき、又は出張、休暇、欠勤その他の事由によりその事務を行うことができないときは、その事務を行う。

第5条の見出しを「（物品供用員及び物品供用員代理）」に改め、同条第1項中「物品供用員」の次に「及び物品供用員代理」を加え、同条第2項中「警察学校会計課次席」を「警察学校会計課長」に改め、同条に次の2項を加える。

4 物品供用員代理は、警察本部及び方面本部の次席（次席に相当する者を含む。）並びに警察学校会計課次席及び方面本部理事官並びに警察署副署長の職にある者をもって充てるものとする。

5 物品供用員代理は、物品供用員が欠けたとき、又は出張、休暇、欠勤その他の事由によりその事務を行うことができないときは、その事務を行う。

第10条第2項中「若しくは」を「又は」に、「による修理については」を「により修理を行う場合にあっては」に改める。

第11条第2項中「、物品の受領」を「物品の受領」に改める。

第12条第1項中「ついては、」を「あっては」に、「ついては」を「あっては」に改め、同条第2項中「備品」を「重要物品及び備品（以下「重要物品等」という。）」に、「消耗品」を「消耗品（物品管理法施行令（昭和31年政令第339号）第42条ただし書の規定により異動の記録を要しないものを除く。）」に改め、同項ただし書を削る。

第14条第1項及び第3項中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

第18条第1項中「、その他」を「その他」に改め、同条第2項中「事故により」を削る。

第19条中「、検査を」を「検査を」に改める。

第21条ただし書中「国において異動を記録しない場合」を「物品管理法施行令第42条ただし書の規定により異動の記録を要しないものについて」に改める。

別記第2号様式中

物品出納簿記録済				物品供用簿記録済			
自	年	月	日（記録者名）	自	年	月	日（記録者名）
至	年	月	日（記録者名）	至	年	月	日（記録者名）

- 注 1 決裁欄は、適宜変更することができる。  
2 本書は、正副2部作成する。  
3 この用紙の規格は、A列4番縦長とする。

を

物品出納簿記録済		記録者名	物品供用簿記録済		記録者名		
自	年	月	日	自	年	月	日
至	年	月	日	至	年	月	日

- 注 1 決裁欄は、適宜変更することができる。  
2 この用紙の規格は、A列4番縦長とする。

に改める。

別記第3号様式中

物品管理簿記録済	物品出納簿記録済	物品供用簿記録済
年 月 日（記録者名）	年 月 日（記録者名）	年 月 日（記録者名）

- 注 1 決裁欄は、適宜変更することができる。  
2 本書は、正副2部作成する。  
3 この用紙の規格は、A列4番縦長とする。

を

物品管理簿記録済	記録者名	物品出納簿記録済	記録者名	物品供用簿記録済	記録者名
年 月 日		年 月 日		年 月 日	

- 注 1 決裁欄は、適宜変更することができる。  
2 この用紙の規格は、A列4番縦長とする。

に改める。

別記第4号様式中

物品管理簿記録済	物品出納簿記録済	物品供用簿記録済
年 月 日（記録者名）	年 月 日（記録者名）	年 月 日（記録者名）

- 注 1 決裁欄は、適宜変更することができる。  
2 本書は、正副2部作成する。  
3 この用紙の規格は、A列4番縦長とする。

を

物品管理簿記録済	記録者名	物品出納簿記録済	記録者名	物品供用簿記録済	記録者名
年 月 日		年 月 日		年 月 日	

- 注 1 決裁欄は、適宜変更することができる。  
 2 この用紙の規格は、A列4番縦長とする。

に改める。

別記第5号様式中

物品出納簿記録済	物品供用簿記録済
年 月 日 (記録者名)	年 月 日 (記録者名)

- 注 1 決裁欄は、適宜変更することができる。  
 2 本書は、正副2部作成する。  
 3 この用紙の規格は、A列4番縦長とする。

を

物品出納簿記録済	記録者名	物品供用簿記録済	記録者名
年 月 日		年 月 日	

- 注 1 決裁欄は、適宜変更することができる。  
 2 この用紙の規格は、A列4番縦長とする。

に改める。

別記第6号様式注中「備品」を「重要物品等」に改める。

別記第7号様式中

物品出納簿記録済	物品供用簿払記録済	物品供用簿受記録済
年 月 日 (記録者名)	年 月 日 (記録者名)	年 月 日 (記録者名)

- 注 1 決裁欄は、適宜変更することができる。  
 2 本書は、正副3部作成する。  
 3 この用紙の規格は、A列4番縦長とする。

を

物品出納簿記録済	記録者名	物品供用簿払記録済	記録者名	物品供用簿受記録済	記録者名
年 月 日		年 月 日		年 月 日	

- 注 1 決裁欄は、適宜変更することができる。  
 2 この用紙の規格は、A列4番縦長とする。

に改める。

別記第9号様式備考第1号を次のように改める。

- 1 前回検査日の翌日から当該検査日までの間に物品管理職員が交替した場合は、前任者の官職氏名及びその管理期間についても明示すること。

別記第10号様式その1中

「分類及び細分類 \_\_\_\_\_ 備品 \_\_\_\_\_ を \_\_\_\_\_ 物 \_\_\_\_\_」

「分類Ⅰ \_\_\_\_\_ 分類Ⅱ \_\_\_\_\_ 細分類 \_\_\_\_\_ に改める。  
 \_\_\_\_\_ 物 \_\_\_\_\_」

別記第10号様式その2中

「 \_\_\_\_\_ 物品出納簿（消耗品）  
 \_\_\_\_\_ 分類及び細分類 \_\_\_\_\_ 品目 \_\_\_\_\_ 単位 \_\_\_\_\_」

を

「 \_\_\_\_\_ 物品出納簿（消耗品）  
 \_\_\_\_\_ 分類Ⅰ \_\_\_\_\_ 分類Ⅱ \_\_\_\_\_ 品目 \_\_\_\_\_ 単位 \_\_\_\_\_」

に改める。

別記第11号様式その1中

「 \_\_\_\_\_ 物品供用簿（備品）  
 分類Ⅰ \_\_\_\_\_ 分類Ⅱ \_\_\_\_\_ を \_\_\_\_\_ 品目 \_\_\_\_\_ 単位 \_\_\_\_\_」

「 \_\_\_\_\_ 物品供用簿  
 分類Ⅰ \_\_\_\_\_ 分類Ⅱ \_\_\_\_\_ 細分類 \_\_\_\_\_ に改める。」

品目 単位」

### 附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道警察国有物品管理規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道警察国有物品管理規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

### 正 誤

○令和6年7月12日（本号第521号）

北海道告示第352号（道営土地改良事業の工事の完了）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
24	右	17
誤	清水羽幌	
正	清水羽帯	